

2020年8月24日

株式会社ヘッドウォータース

代表取締役 篠田 庸介

管理本部 03-5363-9361

問合せ先：

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来の経営理念のもと、あらゆるステークホルダーとの良好な関係を築き、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。その実現を支えるため、経営の公正性・透明性を確保すると共に、意思決定や業務執行の迅速化・効率化も図った、実行性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築することを基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本原則をすべて実施して参ります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------------|----------|-------|
| 篠田 庸介 | 2,844 | 59.99 |
| ブライムロック 2号投資事業有限責任組合 | 455 | 9.60 |
| ブライムロック 1号投資事業有限責任組合 | 400 | 8.44 |
| 株式会社ベクトル | 320 | 6.75 |
| トリプルワン投資事業組合 | 108 | 2.28 |
| 株式会社チェンジ | 82 | 1.73 |
| 疋田 正人 | 75 | 1.58 |
| 萱沼 武広 | 75 | 1.58 |
| 株式会社 I B J | 53 | 1.12 |
| 畠山 奨二 | 45 | 0.95 |

| | |
|---------------|-------|
| 支配株主（親会社を除く）名 | 篠田 庸介 |
|---------------|-------|

| | |
|-----------|----|
| 親会社名 | 無し |
| 親会社の上場取引所 | |

補足説明

大株主の状況は、直前事業年度末の株主名簿に当事業年度に発生した上場の際の公募・売出を反映させたものとなっております。公募・売出によって新規に株式を取得された株主の中で上位 10 位に入る株主が生じている可能性があります。それらは反映しておりません。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|---------|
| 上場予定市場区分 | マザーズ |
| 決算期 | 12月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引につきましては、原則行わない方針です。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的な判断に照らし合わせて有効であるか、又、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に留意しつつ、少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、原則として取締役会の承認を経た上で実施致します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|----------|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |
|------|----------|

【取締役関係】

| | |
|------------|-----|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |

| | |
|------------------------|--------|
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 畠山 奨二 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 白川 篤憲 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 畠山 奨二 | ○ | — | 畠山氏は、上場企業の子会社の代表取締役であること、当社と同じIT企業の代表を務めていることから、当社にとって適切な監督、助言をいただけたと考え、独立取締役として選任しました。 なお、2007年から2008年 |

| | | | |
|-------|---|--|--|
| | | | まで当社の当時の親会社の取締役でありましたが、独立性に問題はないと判断しています。 |
| 白川 篤憲 | — | 白川が代表を務める株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションにおいて、当社のサービスである Pocket WorkMate を導入しておりますが、当該取引は定価での取引となっているため、通常取引であり、同氏は当社との取引には一切関与しておりません。 | 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの担当役員として上場を推進した経験があるため、上場経験及び上場企業の役員として適切な監督、助言をしていただけると考え、社外取締役として選任しました。 当社と取引があるため（総売上高の0.5%程度）、独立役員として選任しておりません。 |

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|-----------|--------|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

| |
|---|
| <p>三様監査の実施時期は、四半期に一度、会計監査人の来社時を予定しております。</p> <p>監査役及び監査法人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議） ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化を連携して行い、監査の質的向上を図っております。 <p>監査役及び内部監査部門は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議） ・業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況 |
|---|

・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等を連携して監査を実施しております

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 0名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※1) | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | K | l | m |
| 竹内 道忠 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 大野 雅樹 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 吉村 史明 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 竹内 道忠 | — | — | 前職にて取締役管理本部長として経営管理に関する知見を有していることから、適切な監査を行って頂けると期待して社外監査役とし |

| | | | |
|-------|---|---|--|
| | | | <p>て選任しました。</p> <p>独立性基準には合致していますが、議決権のある取締役だけを独立役員として選任する方針なので、独立役員に選任していません。</p> |
| 大野 雅樹 | — | — | <p>以前当社の顧問弁護士でありましたが、法律の専門家として信頼できるだけでなく、当社の至らない点について厳しく指導いただいたことなど、監査役として適切な監査ができると考え、当社の社外監査役として選任しました。</p> <p>独立性基準には合致していますが、議決権のある取締役だけを独立役員として選任する方針なので、独立役員に選任していません。</p> |
| 吉村 史明 | — | — | <p>公認会計士として会計に関する高度で専門的な知識と経験に基づく幅広い見識を有していることから、適切な監査を行って頂けると期待して社外監査役として選任しました。</p> <p>独立性基準には合致していますが、議決権のある取締役だけを独立役員として選任する方針なので、独立役員に選任していません。</p> |

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 0名 |
|---------|----|

該当項目に関する補足説明

| |
|--|
| <p>独立性基準には合致していますが、議決権のある取締役だけを独立役員として選任する方針なので、監査役は独立役員に選任していません。</p> |
|--|

【インセンティブ関係】

| | |
|----------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策 | ストックオプション制度の導入 |
|----------------------|----------------|

の実施状況

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

企業価値向上に対する貢献意欲や士気の向上を図るため、ストックオプションを付与しております。社外取締役である畠山奨二については、取締役就任前の当社への貢献及びまた就任時に無報酬であったことを総合的に勘案し、ストック・オプションを付与しております

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、取締役報酬の総額のみ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、社内規程である「取締役報酬規程」に照らし合わせ、当社の業績及び本人の役割等を総合的に評価の上、決定する権限を有しております。監査役については、監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部にて社外取締役(社外監査役)に対して、取締役会や監査役会の招集通知や各種資料の送付を行っております。また、社外取締役(社外監査役)からの問い合わせ対応の窓口も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として株主総会のほか取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

当社業務に精通した常勤取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、会計、法務等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則月1回の定時開催並びに必要に応じて臨時開催することにより、当社の経営方針をはじめとした重要事項に関する意思決定並びに代表取締役及び取締役の業務執行等経営の監督を行っております。なお、取締役会には原則として監査役全員が出席し、監査役は、必要に応じて意見陳述を行っております。2020年度は、5月までの開催は計6回で、取締役及び監査役の出席率は100%です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会を設置し、監査役による監査体制が経営を監視するうえで有効であると考え、監査役会設置会社を採用しております。

監査役会は、常勤監査役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査役（社外監査役）2名の計3名で構成され、客観的で公正な監視を行っております。

取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の意思決定の効率化と監督機能の強化を図るとともに、社外取締役2名を選任して、独立した立場で効率性及び適法性の監督を行っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|--|--------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社の決算期は12月であるため、比較的集中日を避けた日程設定が可能です。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 今後検討していく課題と認識しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討していく課題と認識しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 今後検討していく課題と認識しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|--|------|---------------|
| | | |

| | | |
|-------------------------|--|----|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページ上のIR専用ページに公表する予定です。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年1回個人投資家向けに会社説明会を開催する予定です。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施 | 年2回アナリスト・機関投資家向けに会社説明会を開催する予定です。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 今後検討していく課題と認識しております。 | なし |
| IR資料をホームページ掲載 | 当社ホームページ内にIRサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他適時開示資料等を掲載する予定です。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理本部をIR担当部署としております | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、コンプライアンス規程・適時開示規程等において、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、利益阻害要因の除去及び軽減に努めております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後検討していく課題と認識しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、ステークホルダーに対し、適時適切な情報を開示することが上場企業の責務であると考えております。そのため、ホームページ等を利用し、迅速・正確・公平に情報提供を行ってまいります。 |

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正性を確保するための体制として、2017年12月11日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っています。リスク管理体制、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化、監査役監査、内部監査、反社会的勢力排除に向けた体制を運用しております。

・整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。なお、「内部統制システムの基本方針」の概要は次の通りです。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

(ロ) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

(ハ) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。

(ニ) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程等に従い適切に保存し、管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。

(ロ) 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会及び担当部署に通報し、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

ニ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(ロ) 日常の職務執行に関しては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する体制を整備する。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

(ロ) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

(ハ) 従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報者保護規定を制定・施行する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ) 当社は監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役会がその職務を補助する

従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとする。配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(ロ) 使用人が監査役職務を補助する期間中は、指名された使用人の指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該従業員の評価に関しては、監査役の意見を聴取して行う。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。

- ① 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼす恐れのある事項
- ② 月次決算報告
- ③ 内部監査の状況
- ④ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項

(ロ) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

チ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役は、法令に基づく場合のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。

リ. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力に関する排除規程を制定・施行し、取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断、排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

反社会勢力に関する排除規程を制定・施行し、取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断、排除します。

・整備状況

当社の反社会的勢力に関する排除規程に基づき、原則的に取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れています。

また、従業員への啓蒙活動の実施及び警察や顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っています。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

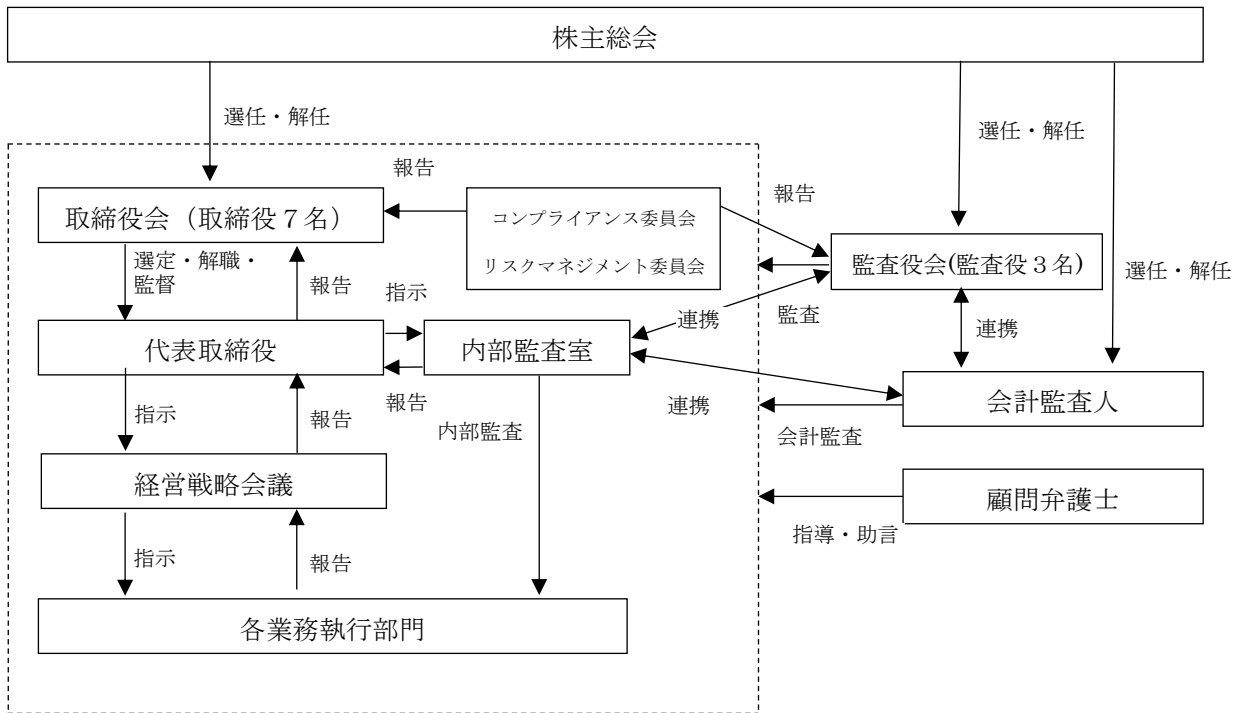
買収防衛策導入

なし

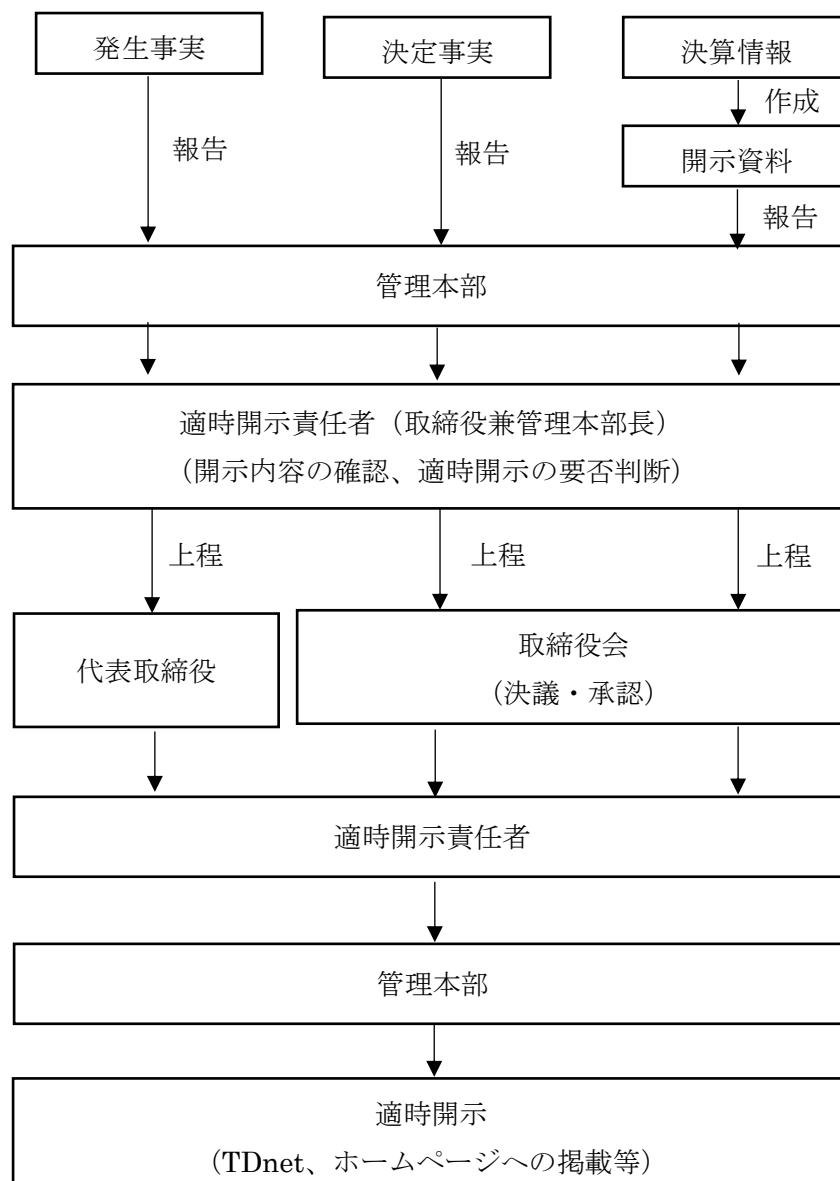
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上